

(3) 配当所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円
利益又は利息の 配当、剰余金の分 配、基金利息の 分配、特定証券 投資法人の投資 口の配当等	一般課税分	35,154,973	2,805,741,345
	非課税分	239,142	516,318,437
	源泉分離 (選択) 課税適用分	139,867	44,452,680
	小 計	—	3,366,512,462
公募・私募証券 投資信託の収益 の分配及び特定 株式投資信託の 収益の分配	一般課税分	—	36,638,493
	非課税分	—	70,563,883
	源泉分離 (選択) 課税適用分	—	204,159,673
	小 計	—	311,362,049
計	—	3,677,874,511	612,804,449

調査対象：平成14年分について、平成15年4月30日までに「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び「配当等の所得税徴収高計算書」の提出のあったもの

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(4) 配当所得の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分
	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の 配当、剰余金の分 配、基金利息の 分配、特定証券 投資法人の投資 口の配当等	一般課税分	375,027,665	361,380,312	431,835,940	522,810,873
	源泉分離 (選択) 課税適用分	13,867,231	12,490,273	16,643,884	15,711,013
	小 計	388,894,896	373,870,585	448,479,824	538,521,886
公募・私募証券投資信託の収益の 分配及び特定株式投資信託の収益 の分配	68,155,012	184,650,230	194,249,047	33,342,111	36,097,742
計	457,049,908	558,520,815	642,728,871	571,863,997	612,804,449

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
	人	千円	千円		
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	2,151,060	844,903,203	84,756,465	
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,330,621	977,314,667	111,936,891	
	診療報酬	31,789	512,837,391	44,657,240	
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	938,357	1,175,038,924	71,111,374	
	芸能等についての出演、演出等の報酬又は料金	325,271	249,685,966	27,986,221	
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	66,678	142,879,665	9,586,190	
	契約金・賞金	36,498	106,070,956	6,649,696	
	小 計	4,880,274	4,008,730,772	356,684,077	
	法第203条の2該当	公 的 年 金 等	35,680,724	33,331,060,844	211,459,801
	法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	1,712,273	811,615,996	12,810,549
法第174条該当	芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う法人の報酬又は料金	59,001	286,012,970	26,285,685	
	計	42,332,272	38,437,420,582	607,240,113	
	災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	

調査対象：平成14年分について、平成15年4月30日までに「法定資料の合計表（報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書）」の提出のあったもの

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分		
	千円	千円	千円	千円	千円		
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	72,590,796	73,570,474	76,133,171	86,016,676	84,756,465	
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	91,847,340	93,932,978	100,038,996	114,170,398	111,936,891	
	診療報酬	49,875,402	47,916,072	47,077,374	46,369,632	44,657,240	
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	115,120,263	102,756,310	102,366,200	73,845,189	71,111,374	
	芸能等についての出演、演出等の報酬又は料金	25,047,876	25,846,104	27,459,171	28,600,839	27,986,221	
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	4,931,690	5,386,212	5,809,478	9,333,465	9,586,190	
	契約金・賞金	6,850,829	7,495,985	7,323,242	6,877,881	6,649,696	
	小 計	366,264,196	356,904,135	366,207,632	365,214,080	356,684,077	
	法第203条の2該当	公 的 年 金 等	124,586,647	202,267,728	200,882,849	201,925,446	211,459,801
	法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	5,345,783	6,206,903	6,760,355	13,202,076	12,810,549
法第174条該当	芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う法人の報酬又は料金	17,604,377	17,824,073	16,967,617	27,672,207	26,285,685	
	計	513,801,003	583,202,839	590,818,453	608,013,809	607,240,113	
	災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—	—	